

# ハッピーメール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構  
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47

TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628

ホームページ: <https://www.hiwave.or.jp>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

## CONTENTS

公益財団法人ひろしま産業振興機構 常務理事 土井 卓己 氏 「マーケティングによる 問題解決へのサポート」…………… 1	ニューヨーク「米ニューヨークへの 日本資本の外食産業の 参入が活発化しています」…………… 5
海外レポート 1 ビジネスチャンス ジャカルタ「バイクタクシーからユニコンヘ インドネシアのGO-JEK コク」…………… 2	2 制度改正等 ハノイ「ベトナム人労働者・ 技能実習生の海外派遣」…………… 6
チェンナイ「インド自動車市場の動向について」…………… 3	上海「新条例実施後の厳格な取締り」…………… 7
シンガポール「シンガポール、 シニア市場拡大」…………… 3	バンコク「労働者保護法改正」…………… 8
ホーチミン「教育熱ヒートアップ、 ベトナムの塾の現状」…………… 4	重慶「改めて考える友好都市」…………… 9
	大連「若い世代の現状と特徴」…………… 9
	台北「『311 感恩会』と『多彩日本』」…………… 10
	中国ビジネス Q&A 「越境 EC に関する 税制度改革について」…………… 11
	国際賛助会員広告 広島県信用保証協会 様…………… 12

## マーケティングによる 問題解決のサポート

公益財団法人ひろしま産業振興機構  
常務理事 土井 卓己



この4月に着任し、国際ビジネス支援センターを担当いたします。どうかよろしくお願いたします。

先日、あいさつ回りに伺っている中で、海外でどのような商品が求められるのか、ニーズに関する情報が欲しいという要望がありました。

マーケットインの発想です。商品ありきではなく、ニーズにあった商品をお売するというのですが、ニーズといっても顕在化しておらず、気づかない意外なものもあります。

中国から今年の春節に日本に訪れた観光客に、洗肺(シーフェイ)、日本のきれいな空気で肺を洗うというニーズがあることには驚きました。それだけ中国の大気汚染は深刻です。

日本では当然のものが海外では価値がある。何が売れるのかわかりません。日本の安心・安全、高品質な商品もアジアでは魅力です。

日本の人口が減少する中で、市場が拡大しているのは海外です。文化や制度の制約やアメリカの通商政策の影響などによる懸念はありますが、市場とし

ての可能性は大きく将来性があります。

こうした県内企業の皆様の海外へのビジネス展開の支援を当センターでは使命としています。そのため、海外のニーズを把握し、商品の販路拡大等に結びつくマーケティングにしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

現場に伺い課題を把握し、センターの強みである上海事務所や、アジアを中心とした世界10か所の海外ビジネスサポーターのネットワークを生かした助言や、潜在的なニーズを含めた情報提供を充実させ、商談会等のマッチングの支援を行います。

また、新たに、中国で7億人が利用しているSNSを活用した商品情報等の発信や、バイヤー等とのマッチングなどにも取り組みたいと考えております。

こうした取組みや、国、県、商工会議所、市などの関係支援機関との連携によって、県内企業の方々を抱える海外ビジネスに関する問題を解決して参ります。

## 1 ビジネスチャンス

### バイクタクシーからユニコーンへインドネシアのGO-JEK

ジャカルタ ビジネスサポーター 割石 俊介

ジャカルタの街中で見かけるバイクタクシーをOJEKと言いますが、OJEKの配車アプリとしてスタートした「GO-JEK」は、もはやバイクタクシーにとどまらず、サービスラインを着々と拡充中です。

レストランからのデリバリー、エアコンや部屋の掃除、車のバッテリー交換や洗車、美容院やネイルサロン、荷物の配送、マッサージ、タクシーの配車、各種買い物、映画チケットの購入など。これらをスマホでオーダーすることが可能な驚きのサービスに成長しています。

私も試しに吉野家の牛丼を注文してみました。注文してから15分ほどでオフィスに届けてくれました。仕組みは以下の通りです。



(多様なメニューを選ぶことができる)

1. GO-JEK アプリのGo Foodメニューで最も近い場所にある吉野家を検索
2. 牛丼(並)を選択 ※配達料金も表示される
3. 注文を確定
4. GO-JEK アプリが近所にスタンバイしているドライバーとマッチング
5. ドライバーは吉野家へ向かい、お持ち帰り

の牛丼を購入(立替払い)

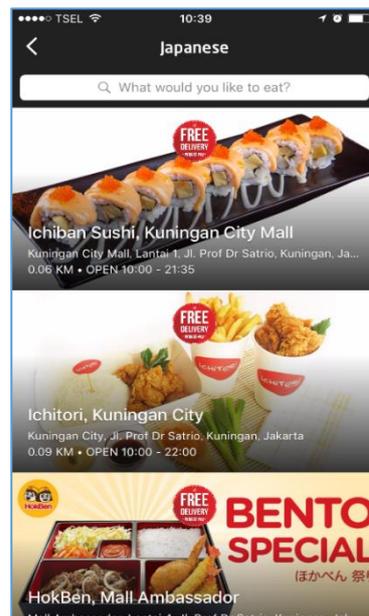
6. ドライバーがオフィスに持ってくるので商品を受け取り、支払い

ご丁寧なことに、「今購入したので、これから向かいます」といった途中経過報告が送られてきます。アプリからの連絡は英語を指定できるので、インドネシア語が分からなくても問題ありません。

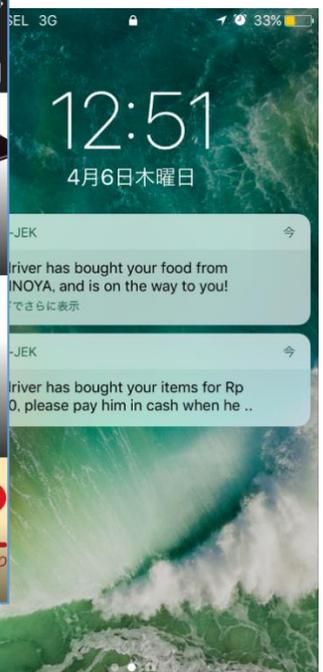
GO-JEKにおける支払い方法としては、現金決

済の他にGo Payという資金決済機能もあります。Go Payにあらかじめ資金をチャージしておくと現金での支払いをする必要がありません。そして、そのGo Payの「資金」は他のアプリユーザに「送金」することも可能です。

世界最悪レベルの渋滞のジャカルタでは、「自分で移動しなくていい」ということの価値はとて高いので、これらのサービスには大変大きなニーズがあります。インドネシア人の中ではGO-JEKが提供するこれらサービスは、生活インフラの一つになりつつあるとっていいでしょう。インドネシアの2億5,000万人にどうリーチするかを考える上で、日本企業としても大いに参考になるところがあるのではないのでしょうか。



(日本料理カテゴリーの画面)



(経過報告のメッセージが送られてくる)

このGO-JEK、一見ニッチビジネスに見え

て、実はビッグビジネスです。創業は2010年ですが2015年にスマホアプリを立ち上げてから急激に成長をしており、2016年には5.5億USドルの資金調達に成功、インドネシア発のIT系ユニコーン企業(10億USドル以上の企業価値のある未上場企業)として世界の投資家の注目を集めています。現在の出資者はKKRやウォーバーグ・ピンカスなどの欧米主要プライベートエクイティフ

ファンドを始め、アジアのファンドも含まれているとのことです。また、最近になって、さらに 10 億 US ドルの資金調達をするべく複数の投資家と話

をしていると報道されており、今後の動向が注目されます。

※画像は、筆者のスマホ画面スクリーンショット

## インド自動車市場の動向について

## チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

南インドのチェンナイは 4 月に入り急に暑くなってきました。これから 6 月頃まで一年で最も暑い季節を迎え、一部地域によっては停電が多くなり日系メーカーの事業にも影響が出るケースもあります。さて、今回はインドの自動車市場の動向についてご紹介をしたいと思います。

インドの乗用車販売台数は 2016 年 4 月～2017 年 3 月の通年で初めて 300 万台を超え(前年比 9.2%の増)、2017/18 年度においても 7～9%伸びると予想されています。したがって、数年以内にはドイツを抜き、中国、アメリカ、日本に次ぐ世界 4 位の市場になると言われています。

インド国内トップシェアを誇るマルチ・スズキ社は通年シェアを 47.4%(前年比 0.6%増)とし、さらに PTI 通信によると、乗用車販売台数上位 10 車種のうち 7 車種がマルチ・スズキ社であったようで、インド国内におけるスズキ社のプレゼンスは非常に高まっています。

なお、今後の動向としては環境に配慮した車種の登場が期待されています。つまり、インド政府は新しい排ガス基準「バーラト・ステージ (BS) 6 (ユーロ 6 に相当)」を 2020 年 4 月から適用することを決定しています。この排ガス基準の移行にともない、エンジンや燃料噴射システム、排気循

環システムなどの排ガスにかかる技術および環境負荷の低い車種の開発に対する関心が日に日に高まってきています。現代自動車は 2020 年までの 4 年間で総額 500 億ルピー (約 840 億円)、特にハイブリッド車 (HV) への積極的な投資計画について公表しました。

また、インド政府は 2030 年までに国内を走る自動車を 100%電気自動車 (EV) にする、という強力なメッセージ・目標を掲げており、例えば、日産自動車は年内に EV「リーフ」の試験走行をインド国内で始める方針を発表しました。また、先日韓国の現代自動車グループの傘下である起亜自動車が、インドのアンドラ・プラデシュ州に 1,030 億ルピー (約 1,750 億円) を投じて工場を建設する予定であると発表しており、自動車業界の投資計画に盛り上がりを見せ始めています。

2017 年 7 月から導入予定であるインドの新しい税制である GST (物品・サービス税) は、これまで複雑であったインドの税制がある程度簡素される期待もあり、遅々として進むインドとはいえ、事業環境が少しずつ改善の方向に向かっており、日系企業にとってはインド進出への機運が高まっていると言えるのではないのでしょうか。

## シンガポール、シニア市場拡大

## シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

出生率は 1.2 と日本以下のシンガポール。急速に高齢化が進む中、シニア向けの商品やサービスへの需要が拡大しています。統計局のデータによると、居住者人口※<sup>1</sup>に占める 65 歳以上の割合は 2016 年には 12.4%の 48 万 7,600 人。前年比 6.5%の増加で、20 歳以下が 1.1%減少したのと同対照的です。2030 年には居住者人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上となる見込みで、シニア市場に目を向ける企業も増えてきています。

### <ゆとりのある後期ベビーブーマーシニア>

シニア市場といっても、以前にもご紹介した老人ホームや医療だけではありません。政府は Active Aging を提唱していますが、健康志向で、

定年後も元気に人生を謳歌するシニアも増えているのです。シンガポールのベビーブームは 1947 年から 1964 年といわれていますが、その中でも 1955 年から 1965 年生まれの後期ベビーブーマーは、教育も受け、若い時代から海外旅行も行き、蓄えもある層が厚いといわれています。政府のデータによると 2005 年時点での 65 歳以上人口のうち、大卒は 2.3%、中学校卒でも 13.9%しかいませんでしたが、2030 年にはこの数が 13%、63%になると試算されています。1970 年代、1980 年代の経済成長時代にキャリアを築き、不動産などの資産価値も順調に上昇していった時代に資産形成をできた世代なので、お金のゆとりが

ある人の割合も多いのです。

### <ファッションなシニア向け雑貨>

しかし、シニア向けの商品はまだ市場には少ないのが現状。そうした中、シニア向け商品を積極的に取り揃える会社も出てきています。その1つが、生活雑貨を扱う地場ネット通販会社ハフボックス（Haf Box）※<sup>2</sup>。同社では、歩行器や血圧計といった健康関連機器に加えて、カラフルな模様が付いた折り畳み式の杖（つえ）、拡大鏡が付いたペンダントなどをオンラインで販売。機能的なだけでなく、デザインが美しい商品を中心に仕入れています。滑り止め機能が付いた日本製の靴も取り扱っています。

### <シニア向け旅行も好調>

国土が狭く国内旅行ができないこともあり、シンガポール人は一般的に旅行好き。特に定年後のシニアは自由に時期を選んで旅行をすることができます。ちょっと贅沢な旅行を専門に手がける、インサイト・パッケージズによると、65歳以上の顧客はこの2年で2倍に増えました。普通のパッケージツアーは、毎日朝が早くスケジュールが満杯の忙しいものが多いのですが、朝のスタートはゆっくり、などシニアの嗜好に合わせています。業界大手のチャンプラザーズは、「グルメ」「花」など特定のテーマを設定した団体ツアーを組んでおり、高齢者に人気です。

### <IT技術にも抵抗なし>

ハフボックスがシニア向けビジネスをオンライン販売で行っていることからわかるように、今の、そしてこれからのシニアはIT技術を使うことに抵抗はありません。学生時代はタイプライターだったかもしれませんが、40代になるころにはパソコンが普及。今ではスマートフォンもタブレットも使いこなすシニアは大勢います。私の周りの後期ベビーブーマーの人たちも、コミュニケーションはスマートフォンのチャットです。

### <アジアのシニア市場を見据えてシンガポールで実証実験>

シンガポール以外の国に目を向けると、アジア全体で高齢化は進んでいます。民間調査会社のアジア太平洋リスクセンターによると、アジアの高齢化は世界の各地よりも早いスピードで進んでいて、65歳以上人口は2030年には5億1,100万人の試算。別の調査によると、アジア太平洋のシニア市場規模は2020年には3兆3,000億USドルと試算しています。アジアのシニア市場全体を見据えての商品・サービス開発、市場調査の場としてもシンガポールはうってつけの場。シーメンス・メディカルやヘルスケアのアボット・ニュートリション、プロクター&ギャンブルなどがシンガポールに商品開発拠点を設けています。

広島県企業の皆様も、シンガポールをプラットフォームにすることを検討してみたいはいかがでしょうか。

※1 シンガポール国民と永住権保持者。就業許可を取得してシンガポールで働く外国人は含まない。

※2 <https://hafbox.com/collections/for-home>

## 教育熱ヒートアップ、ベトナムの塾の現状

最近、ホーチミン市内を散策していると、開校されたばかりの真新しい学習塾をしばしば見かけます。日本の学習塾は開校の際、生徒の確保と定着が課題になると聞いたことがありますが、ここベトナムでは日本とは勝手が違うようです。今回はベトナムの教育産業、特に塾についてご紹介していきます。

ベトナムの教育業界を語る上で重要なポイントが2点あります。まず1点目は「人口層」についてです。現在のベトナムは1970年代の日本の人口ピラミッドに酷似しており、0歳から14歳までの層が厚い社会構造を形成し、その人数は

## ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

述べ2,000万人を超え（2015年統計）、総人口の20%強を占めています。

2点目は「経済発展による経済格差」についてです。近年の目まぐるしい経済発展で、著しい成長を遂げたベトナムですが、その一方で大きな経済格差も生まれました。ホーチミン市が運営する調査機関、ホーチミン市開発研究所の調査によれば、ホーチミン市内の所得格差は約7倍にも広がっているといえます。

（参考：ホーチミン市内の年間平均所得は約27万円）

この現状が、「子供には少しでも高学歴を取得させ、少しでも給料の高い職を得てもらいたい」と

いった親の心理を働かせ、教育産業の需要が伸びているのではないかと考えています。そのため、現在ホーチミンは学歴社会になりつつあり、塾に通う子供が多くなってきました。人気の塾は、英語塾など語学に関するものです。理由は、高い給与を得られる可能性の高い企業の多くは外資系のため、語学学習（とくに英語）が重要視されており、子供の時から勉強させる親が増加しているためです。

ベトナムのニュースサイト DAN TRI の 2016 年 9 月 17 日の記事によると、語学塾だけでも 467 校を超える数がホーチミンにあるそうですが、語学学習熱の高まりにより新規開校は留まることを知りません。

授業料は塾や子供の年齢によって変わってきますが、ある英語塾の場合、週に 2 回、12 週間コースで 535 万から 700 万ドン（約 27,000 円から約 35,000 円：1 回あたり約 1,125 円から約 1,458 円）になり、年間平均所得を考えるとかなり高額です。

語学以外には、数学や絵画を教える塾や、算数のロジックやチェスを教えるようなユニークな塾もあります。すでに日系の塾も何社かホーチミンに進出しています。代表的な所では、日本でもお馴染みの「公文（KUMON）」が 2007 年、ホーチミン市内に開校しました。

在ベトナムの日本人向け情報紙 SKETCH PRO（2017 年 4 月号）の公文、岩佐雅裕氏のインタビュー記事によると、現在、公文はホーチミン市内に 16 校、ホーチミン市近郊のビンズン省に 1 校、ハノイに 1 校あります。生徒の 98% がベトナム人、生徒数は合計約 8 万人、生徒の年齢層は幼稚園の年長組から小学校 2 年生までの 3 学年が多いようです。親の職業は様々で、世帯月収は 700 万から 1,000 万ドン（約 35,000 円から約 50,000 円）の層が多いようです。授業料は 1 回 45 分、週 2 回の場合、ホーチミン市内の教室では 90 万ドン（約 4,500 円、1 回あたり約 562 円）で、価格は地場系の塾と比較し安くはないですが、高過ぎもありません。現在は数学のみを教えています。将来的には英語学習のニーズがあるので英語の指導も検討しているようです。

その他の日系塾としては、ベトナム人子供向けの日本語教室や在ベトナムの日本人子供向け学習塾もあります。

このように教育に関心が強い親が多く、子供の数が多いベトナムの教育市場を狙い、日系企業をはじめ外資系企業が次々と進出を試みています。現時点では、外資系企業による教育機関の設立には規制がありますが、投資禁止分野には該当していません。そのため、ホーチミンの教育市場に益々注目が集まることが予想されます。

## ニューヨークへの日本資本の外食産業の参入が活発化しています

ニューヨーク ビジネスサポーター 蟬本 陸

日本でも報道されていると思いますが、日本食が多く集まるイーストビレッジの北に「いきなりステーキ」が登場しました。株式会社ペッパーランチの「いきなりステーキ」、海外 1 号店となりますが、2 月末のオープン以来、順調な滑り出しのようです。筆者も行ってみましたが、金曜日の夜ということもあってか、多くの方が並ばれていて、45 分待ちでした。

私がアメリカに来たのは、2008 年、そのころはまだ現在のようなブームには至っておらず、日本料理屋はまだまだ、こちらに移住してきた「海外で一旗あげた」日本人たちが、中国系・韓国系などアジア系の方々が多かったように思います。そのころより、ロバート・デニーロが仕掛けた「NOBU」などアメリカ人経営による和食レストランが登場

し始めました。ニューヨーク発祥の和食、「NOBU」はすでに米国 12 店舗、世界 20 都市に広がっています。また、ロンドンベースの高級コンテンポラリー和食、「ZUMA」もミッドタウンのマディソン街に 2015 年にオープンしました。「NOBU」や「ZUMA」に特徴的なのは、有名な建築家の登用、徹底的なビジュアルプレゼンテーションと客席の多い大型な店舗、そして日本人シェフによる本格的な和食です。店を覗けば見るからにリッチそうな白人の顧客層ということで、もはや日本人はお客さんではなく、料理を作ったりサーブする側という感じです。

さて、我が日の丸資本はどうでしょうか？ラーメンの「一風堂」が NY に上陸したのが、2008 年です。2 号店が 2013 年。この「一風堂」の進

出が大きくニューヨークの日本食地図を変えたと思います。「秀ちゃんラーメン」、「ずんどう屋」、「麵徳ラーメン」、「一蘭」などが進出、アメリカ人、非日系人経営の「アイバンラーメン」や「Mu ラーメン」、地元日系人資本による「トットラーメン」などと相まり、もはやニューヨークはラーメンの激戦地となっており、ラーメンブームは野火のように全米、地方にまで広がりつつあります。

前後しますが、「大戸屋」のニューヨーク進出は2012年。日本よりはプレミアム感を出した内装や料理が好評で、本格的な料理も相まって現在も行列ができる繁盛ぶりです。

「いきなりステーキ」の客層を見て、また大戸屋とも共通するのが、アジア系の若者が多いなということ。私の主観ではありますが、昨年オープンした、うどんの「つるとんたん」もそうですが、新しいお店で行列しているお客さんの多くは中国系や韓国系とおぼしき若者です。耳をすませば流暢な英語を話しているの、おそらく二世以降の

世代でしょう。これは筆者が取り扱うプロダクトに関してもそうですが、彼らアジア系は日本びいきで、大変ありがたいサポーターとなっています。

アジア系の実力を詳しくみてみましょう。2015年の人口データでは、アジア系はまだまだ全米で5.6%のシェアですが、約1,800万人で、シンガポールの優に3倍を超えます。実は人種別の平均家計所得では、68,000ドルを超え、平均では白人(57,000ドル)を抑えてトップです。

また、ニューヨークは、年間6,000万人近い観光客が訪れる街であることも忘れてはいけません。このニューヨークに全米から、世界から集まるお金や人を狙って、多くの企業がニューヨークを目指しています。

広島県の外食産業の方々もぜひ、このニューヨークに挑戦をしていただきたいと思っています。個人的には、広島風のお好み焼きのお店が群雄割拠する時代がくると、とても嬉しいです。

## 2 制度改正等

### ベトナム人労働者・技能実習生の海外派遣

ベトナムのインターネットニュースによると、2016年、海外に派遣したベトナム人労働者・技能実習生の数は12万6,000人です。上位の派遣先は、台湾6万8,000人、日本4万人、韓国8,500人等で、日本には、2015年に比べて47%増となっています。

このベトナム人労働者・技能実習生の海外派遣に関する同国の法的な規定について紹介します。

#### <労働者・技能実習生の海外派遣を巡るベトナムの関連法規>

2006年、ベトナム国会は「労働契約に基づくベトナム人労働者の海外派遣法」(以下、法律72号と略称します)を公布しました。これは海外労働者派遣に関して法的な基本根拠となっています。同法によれば、ベトナム人労働者を海外派遣するのは下記4つの形態として認められます。

- 1 「労働者海外派遣サービス会社」による派遣形態
- 2 ベトナムの企業が受注した海外工事を遂行

### ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

するため、その会社が労働者を派遣する形態

3 技能取得をさせるため、自社の従業員を海外に派遣し実習させる形態

4 個人契約に基づき海外に就労する形態

現在、形態1が最も盛んとなっていますが、この派遣形態では、法的に次の2つの契約書を必要とします。

#### ・労働者提供契約書

ベトナム側の派遣サービス会社と外国側(技能実習生受入側)との間で締結する契約書です。当該契約書をベトナム当局(労働傷病兵社会省の国外労働者管理局)の承認を得る必要があります。

#### ・非派遣労働者と派遣会社との契約

各当事者の権利や責務を詳細に取り決めるものです。

#### <労働者海外派遣サービス会社についての規定>

派遣サービス会社は次の条件を満たさなければなりません。

- ・法定資本金は50億ベトナムドン(約2,600万

円) もしくはそれ以上であること

・研修センター、海外におけるフォローアップチーム等を有すること

・海外派遣前に基礎研修を実施すること

※基礎研修の項目及び項目別の取得単位数：ベトナム及び受入国の関連法規（12 単位）、労働契約の内容（8 単位）、労働規律・労働安全（8 単位）、生活マナー（8 単位）、受入国の文化習慣（4 単位）等合計 74 単位

・派遣サービス会社は被派遣労働者に対し仲介料を徴収することが認められますが、派遣国により仲介料の上限が定められています。日本への派遣の場合、仲介料の上限は 1,500US ドルとなっています。

派遣サービス会社が、次の違反をした場合、1.8 億から 2 億ドン（約 94~100 万円）の高額な罰金を払わなければなりません。

・他社のライセンスを使って海外に労働者を派遣すること

・他社に対し労働者派遣業務ライセンスを使わせること

被派遣労働者（実習生）には次の違反を犯せば、8,000 万~1 億ドン（約 42~52 万円）の罰金が課されます。

・契約終了後の違法滞在

・契約実行中の無断逃亡

・受入国に入国後の逃亡

・違法滞在の勧誘

今後、ますますベトナム人労働者及び技能実習生の日本への派遣が増加すると思われませんが、その反面、近年では、派遣関連でのトラブルも急増しているそうです。

規定以上の仲介手数料の徴収や、多額な日本語研修費を請求するケース等、派遣サービスに関連する金銭的なトラブルが多いようであり、ベトナム政府も派遣サービス会社に対し、法規を厳守するよう管理体制を強化しているようです。

### 新条例実施後の厳格な取締り

広島上海事務所長 西尾 麻里

上海市では、今年 3 月 1 日から“最も厳しい禁煙令”とされる「上海市公共场所控制吸烟条例」が実施され、市内にある屋内の公共スペースやオフィス、公共交通機関がすべて禁煙となりました。個人が違反した場合、50~200 元（790~3,170 円）、組織や団体が違反した場合、2,000~3 万元（約 3 万~48 万円）の罰金が科されます。

上海市衛生計画生育委員会の発表によると、3 月の 1 ヶ月間で 392 件（個人 115 名、施設等 277 箇所）の違反が摘発され、合計 60.58 万元（約 960 万円）もの罰金が徴収されました。

中国では、新しい条例が実施された直後の取締りがとても厳しいことで有名です。今回の禁煙令でも同様で、それまで設置されていた室内喫煙ルームや喫煙エリアも撤去されるほど徹底されています。また、条例施行直後には市とそれぞれの区にある禁煙取締り部門が連合チームを組み、「第一回集中取締り週間」を実施。2 万人余りを動員して、管轄区の重点商圈やオフィスビル、商業施設などを中心に取締りを行い、前述の摘発結果となった

のです。

中でも、上海市松江区では、「松江区衛生監督所」、「市場监督管理局」、「文化市場行政取締大隊」、「公安」の連合チームが取締りを実施したほか、SNS アプリの微信（WeChat）を通じて 100 人前後のボランティアを募集し、彼らによる取締りも実施しました。ボランティアチームでは、平均して毎日 1~2 件の違反摘発がなされるそうです。

4 月からは、市の健康促進委員会による「第二回集中取締り週間」が実施されました。松江区では、レストラン 1 軒、ゲームセンター 1 箇所、ショッピングセンター 1 箇所、インターネットカフェ 4 軒、カラオケ 4 軒を検査。室内の隅々はもちろん、廊下、トイレの中まで捜索し、このうちインターネットカフェ 1 軒から、3 人の喫煙者を発見し、それぞれ 50 元の罰金を徴収し、当該インターネットカフェは管理不行き届きにより、2,000 元の罰金が科せられました。

それぞれの店舗では社員教育を徹底していますが、もし喫煙を止められなかった場合には、給料を

調整する可能性があるとし唆するところもあるようです。

このように、新しい条例が実施された直後の取締りが厳格なのは、3月末に施行された「上海市道路交通管理条例」についても同様で、市内の至る所に交通警察官が配置され、シートベルトの未着用や、二車線連続の車線変更など、新しく違反事項となった行為を取り締まっていました。報道によると、実施当日 15 時までに取り締まった条例違反は、昨年比約 10%増の 2 万件以上にのぼり、上

海市楊浦区では、30 分ほどで 20 台の違反車両を検挙したそうです。

同じ時期に施行された、「上海市食品安全条例」においても、飲食店での営業許可証確認やデリバリースタッフの健康証所持の一斉取締りが行われるなど、やはり厳しい検査が実施されています。

様々な管理が厳しくなっている昨今、条例等の改正部分にはこれまで以上に十分に目を通し、各方面から情報を集める注意が必要になってきます。

## 労働者保護法改正

## バンコク ビジネスサポーター 辻本 浩一郎

公益財団法人ひろしま産業振興機構様におけるバンコク・ビジネスサポーターを、前任の富永より引き継ぎました辻本 浩一郎と申します。

前月号にて富永が、タイにおいては“あせらず”“あわてず”“あきらめず”の3つの「あ」が大切であると申しましたが、3つの「あ」の精神で、業務に邁進しつつ、タイの有益な情報を皆様にお届けできればと存じております。今後とも、何卒、よろしく願い申し上げます。

暫定内閣は本年 1 月、労働省の労働者保護法を改正する提案を承認しました。労働者保護法の改正案（以下「改正法」）は、5 月までに施行される見込みですが、その主な改正点は、以下の通りです。

### 1. 特定グループの被雇用者についての最低賃金を決定

事業、仕事や職業の種類または地域性によって決定されていた既存の基準に、特定グループの被雇用者、例えば、未成年者、年配者、障がいのある被雇用者などについての決定基準を追加することになります。

### 2. 雇用者の就業規則の提出義務を免除

10 人以上の被雇用者を有する雇用者は、就業規則の写しを労働者保護局に提出する必要がなくなり、就業規則を作成・発表し、常に就業場所に公開掲示するだけでよいことになります。

従来は、労働者保護法 108 条に基づき、被雇用者が 10 人以上になった日から 15 日以内に就業規則を公示し、就業規則の写しを事務所等に備え付ける必要があり、就業規則を公示した

日から 7 日以内に労働局に提出する必要がありました。

### 3. 退職についての特定条項を労働者保護法に追加することが提案

(1) 退職は雇用の終了として扱い、雇用者は退職する被雇用者に勤続年数に応じた退職金を支払うものとなります。

(2) 雇用者が雇用契約、就業規則および社内方針で被雇用者の退職年齢を規定していない場合、法定退職年齢を 60 歳と規定することになります。退職する被雇用者がタイの労働法により退職金を受領した後、雇用者及び被雇用者は、以前の雇用契約とは異なる雇用契約を新たに結ぶことが可能です。

(3) 雇用者が退職する被雇用者に退職金の支払いを怠った場合、最長 6 か月の懲役または最高 10 万バーツ（約 32 万円）の罰金、若しくはその両方の罰則を雇用者に規定することになります。

タイ労働法、労働者保護法は、傾向的に被雇用者に有利な内容となっています。一度付与した給与、手当、職位を引き下げることはできません。被雇用者の同意があれば、それらを引き下げることは可能ですが、本件が労働局や労働裁判所へ申立てをされてしまうと、元に戻すよう命令・指導されるのが一般的です。万が一、労働裁判になっても、裁判が始まる前に裁判所が仲裁役となって和解するよう求めるのが慣例で、また、被雇用者（原告）側に有利な判決になる傾向が強いのがタイの特色です。

タイに進出している企業は、このような性質の労働法、労働者保護法の下で、労使問題にも特に気を使い、労働裁判沙汰にならないよう、平素より適度に被雇用者のガス抜きを行いながら、管理・運営

をしていくことが求められております。

今後も、定期的にタイにおける労務、労使問題等について、掲載させていただきたいと思っています。

## 改めて考える友好都市

## 重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

2012年に成都市に「広島・四川経済交流促進事務連絡室」が開設されてから5月24日で5周年になります。近年、成都、重慶の皆様から「成都や重慶には広島からどのような企業が進出していますか？」と尋ねられることがよくありますが、まだまだ多くの企業をご紹介するまでには至っていないのが現状です。今回、改めて中国西部地区と広島がどのような経緯を得て今日の繋がりがあるのか振り返ってみます。

1972年日中国交正常化（本年度45周年）を契機とする日中両国の友好関係とともに、1984年広島県が四川省と友好提携を行いました。当時重慶市は四川省に属していたことから1985年広島市で展開された世界的な反核運動である「第一回世界平和連帯都市市長会議」に重慶市の肖映市長が出席したことが今日の固い繋がりの第一歩となり、1986年10月23日に、重慶市長及び人民代表大会関係者を広島に招待し、友好姉妹都市協定が広島において締結されました。協定書には「…諸分野で協力と交流の実現に向けて努力する」と謳われております。それ以来「友好」と「緊張」

が著しく変化する国家関係の中で30年が過ぎた今日、民間国際交流や青少年交流を通じて広島との日中間の友好都市交流は意義深い責任と義務を担うまでの位置づけになっています。

今後、今迄の友好関係を壊すことのないよう文化、経済ともにメディアの報道に惑わされることなくしっかりとした企業間の交流を行うことがますます必要になってくるのではないかと思います。

30代から40代の若者が諸外国の留学を終えて帰国し、特に日本で学んで来たグローバルなビジネスモデルを参考に従来中国の自己中心的な商習慣を改善し、世界に通用する発想の中で世界中のネット網を利用してビジネスを展開しつつあります。

このような中、日本の中小企業さんの技術やノウハウが今まで以上に西部地区でも重要視されております。机上での計算ではなく行動に移さなければ生き延びれない時代に入っております。尻込みすることなく、現地の状況を、生の声を聞きに現地に足を運んで頂けたらと思います。

## 「311 感恩会」と「多彩日本」

## 台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

2011年の東日本大震災の激しさは日本国中に強烈な印象を残しました。台湾にいる私も、丁度日本から友人が台湾にいられた日、車中で家内から電話で知らされ驚いたものです。早速近くのレストランでテレビを見ましたが、どこも日本の地震の報道であふれていました。その友人の思い出と共にいまだに忘れられない思い出です。

それから6年経ち、東北の傷も少しずつ癒されているものと信じていますが、台湾でもいまだに毎年3月11日になると、日本人会と日本台湾交流協会が共催で「311 東日本大震災」の記念行事を行っています。今年は「311 東日本大震災6周年

追悼感恩会」の名称でしたが、これはこの地震にあたって世界各国から多くの義捐金が寄せられ、中でも台湾が200億円を超える世界で一番多くの義捐金を日本に送って下さったことへの感謝の気持ちを表すものでした。

昨年がちょうど節目の5年にあたり、それで感恩会(日本語では感謝祭に当たる)は止めにしようとの話も出たのですが、今年もやはり継続することになりました。これも日本と台湾の官民間わなない深い関係の強さがその背景にあるものと思います。日本からは日本台湾交流協会代表並びに日本人会代表が挨拶され、台湾からの亜東関係協会会

長の挨拶に引き続き参会者全員による献花が行われました。参列されたのは100人ほどでしたが、一同台湾への感謝の思いを強くした集いでした。この地震を通して示して下さった台湾からの温かい思いやりの心を決して忘れない、との思いが伝わる感謝祭でした。

また、3月25日(土)、26日(日)の両日、台湾に居住する日本人にとっては珍しいことがありました。それは「多彩日本」(バラエティ日本)という行事ですが、崑山1914創意産業園區(台北駅近くの市内中心地にあります)において日本台湾交流協会主催の催しが行われたものです。

主催者名から見て日本政府の主催であることは直ぐに分かりますが、日本各地の魅力を台湾に伝えようとの目的で行なわれたもので、今回は特に東北及び九州を中心とした紹介が数多く展示され

たほか、日本酒の試飲会が人気を呼び、大変盛り上がりのある行事になりました。と言うのも初日には日本台湾交流協会代表や亜東関係協会代表が挨拶に立たれたのはもちろん、目立ったのはオープニングセレモニーに日本から赤間二郎総務副大臣が出席されたことです。

1972年の日台断交以来、政府間交渉がなく交流協会と亜東関係協会と言う形式上民間団体間の交渉に委ねられてきた日台関係ですから、両国の外交関係はせいぜい課長級交渉しかありませんでした。この程副大臣と言う準閣僚級が、それも公務で台湾を訪れたのですから、過去を知る者にとっては晴天の霹靂でしたが、結果は日台から多くの報道陣を集めました。日台両政府間の間柄や米新大統領の日台への関わりに変化を感じるできごとでした。

## 若い世代の現状と特徴

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

大連でも、職場で月収が5~8万円程度とあまり高くない収入の若い女性が「日本へ桜を見に行った」とか、「仕事にうんざりした。やめて将来何をすればいいか、ゆっくり考える」など、今の若者の考え方は昔とはずいぶん違います。

国営企業でも民営企業でも、管理者の共通する悩みは「80後(1980年~89年生まれ)」は管理に従わない。「90後(1990年~1999年生まれ)」はもっと個性が強く、管理者に対して聞く耳を持たない」などです。「すぐやめてしまう」ともよく聞きます。残業なども大嫌いで、進んでするべくもなく「お金のために残業を喜ぶ」以前の時代とは隔世の感があります。

人口調査によると、「80後」は2.28億人、「90後」は1.74億人で、「90後」は「80後」より23%減り、さらに「00後」は1.47億人と、「90後」よりも16%減っています。「80後」から社会が豊かになり、大学も募集人数を大幅に拡大するのに伴い、高等教育を受けた人口が大幅に増えました。

インターネットの普及によって、視野も広く、外国語が話せて様々な高い能力を有しています。豊かに育てられたため、消費意欲が高く、質の高い生

活を重視し、親達が住宅・車に多くのお金を使うのに対し、若い世代は、「体験」に多くの費用をかけます。個性が強く、決められたことより自由に行動し、新たな体験することを好みます。

就職している「80後」世代に対する調査によると、「自分の給料は自由に使っている」が33.8%で、「給料の使途に対し特段の金銭観念がない」が24.3%で、「給料で主に家計を支えている。」は11.2%しかありません。クレジットカードのローンで先に商品を手に入れたり、就職しても親からお小遣いをもらったりすることも少なくありません。

一方この若い世代については、子どもの頃は祖父母4人+親2人の「4+2」から甘やかされたわがままな一人っ子でしたが、昨今の大学生の就職率は70%で、30%くらいは就職できない現状の中、今後は逆に、一人で「4+2」6人の世話を見なければならぬ状態となり、「親の世代よりストレスが高い」と感じているようです。

「一人で家族の面倒を見なければならず、死ねない」と重い責任が押し掛かり気が重い世代ともいえます。

【新しい民法総則について】

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

Q

中国の民法総則が今年の10月1日に施行されると聞きました。どのような内容でしょうか。

A

■ 『中華人民共和国民法総則（以下、民法総則）』について

2017年3月15日付の第十二回全国人民代表大会第五回会議において『中華人民共和国民法総則（以下、民法総則）』に対する表決が通過し、正式に公布されました。全11章計206条で構成され、2017年10月1日から施行されます。

＜背景＞

1987年から施行されている従来の民法通則は、財産法関係の物権法、担保法、契約法、身分関係の婚姻法、相続法などと共に基本的な制度および一般的なルールを決めており、形式上は民事法の総則的な法律と位置付けることができます。しかし、内容が比較的粗雑であり、日本のように包括的な民法に該当する法律は存在していないため、現代中国における実情に沿わなくなってきました。そこで、初めて民法の一般原則となる民法総則が基本法として制定されました。

＜内容のポイント＞

- ・ 法律適用の原則
  - 民法総則施行後も現行の民法通則は有効なものとして継続されますが、後から施行された規定が優先されるため、それぞれの内容が抵触する場合には民法総則の規定が適用されます。
- ・ 法的弱者の民事上の権利保護に関する法律の適用
  - 例えば、女性の労働および社会保障に関する權益、並びに婚姻および家庭に関する權益等を定めた「婦女權益保障法」や消費者の権利および事業者の義務等を定めた「消費者權益保護法」といった、未成年、老人、障害者、婦女および消費者等の民事権利保護に関する規定がある場合は、当該規定が適用されます。
- ・ 法人の分類
  - 法人の資本的性質は重視されず、法人の設立趣旨および事業目的によって営利法人、非営利法人、特別法人に分類されています。
- ・ 法人設立行為
  - 会社の設立段階では、定款等によって権利関係が規律されず、設立者間の権利義務は不明確で紛争が発生しやすいのですが、民法総則においては、設立者の責任が明確に定められているため、会社の設立段階で発生した債権債務の帰属を出資者間契約等において明記する必要があると考えられます。
- ・ 個人情報の保護
  - 現行では、個人情報保護の基本法が設けられていません。しかし、民法総則において個人情報の保護が明記されたことにより、今度個人情報保護制度の確立に向けた動きがでてくることも予想されます。したがって社内で個人情報保護制度を確立し、事業経営上、厳格に運用することが重要になってきます。
- ・ 訴訟時効の変更
  - 人民法院に対して民事権利保護を請求することができる訴訟時効の期間が2年から3年に延長されました。

中国では、民法典の制定を2020年に目指しており、二段階に分けて立法作業が進められています。第一段階が本件民法総則の制定で、第二段階が民法の各論を編纂することとされています。

本質問について具体的なご相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

# がんばる企業の味方じゃけん！

～あなたの「元気」強力サポート～

## 創業をお考えの方に

創業前、創業時、創業後の3ステージをトータルに支援します。

### 創業前

**創業相談会やセミナーの開催**  
当協会の中小企業診断士が  
アドバイスや相談に対応しています

### 創業時

**創業に必要な資金の借入**  
創業・創業等関連保証や  
地公体の制度があります

### 創業後

**創業後のお悩み  
サポート**  
専門家による経営  
診断やアドバイス

## 企業をもっと成長させたい方に

### 経営力強化保証

資金調達にあたって、金融機関が「認定経営革新等支援機関」と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力強化をサポートする制度です。

## 経営改善をお考えの方に

### 経営改善サポート保証

中小企業者の経営改善・事業再生の取組を後押しするため、「中小企業再生支援協議会」等が策定を支援した再生計画に従って、事業再生を行う中小企業者に対し、計画の実行に必要な資金を保証協会の保証付き融資で支援する制度です。

その他にも、中小企業・小規模事業者の皆様  
のニーズに合わせた様々な保証があります。

## 「無料の経営診断サービス」のご案内

「中小企業経営診断システム (MSS)」を利用した簡易な経営診断サービスを無料で実施しています。

### 主な診断内容

- ✓ 同業種内順位を算定
- ✓ 財務内容を10段階で評価
- ✓ 財務バランスチェック など

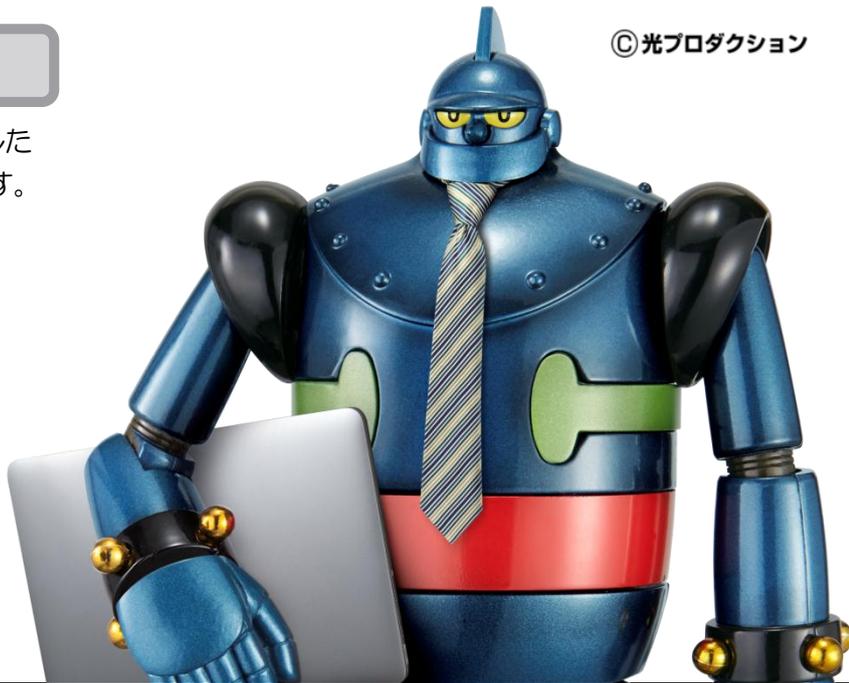
詳しくは、  
「広島県信用保証協会 MSS」で検索！

広島県信用保証協会 MSS

検索

<http://www.hiroshima-shinpo.or.jp>

©光プロダクション



# 広島県信用保証協会

HIROSHIMA GUARANTEE



本所  
三原支所  
呉支所  
福山支所  
備北支所

〒730-8691  
〒723-0014  
〒737-0045  
〒720-0065  
〒728-0021

広島市中区上幟町3番27号  
三原市城町3丁目1番1号(三原港湾ビル3階)  
呉市本通4丁目7番1号(呉商工会議所ビル4階)  
福山市東桜町1番21号(エストパルク7階)  
三次市三次町1843番地の1(三次商工会議所ビル1階)

TEL (082) 228-5501  
TEL (0848) 63-4173  
TEL (0823) 21-9281  
TEL (084) 923-4893  
TEL (0824) 62-3917